

○議長（齋藤恵一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十八名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号藤崎町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第二号備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第二号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第三、発議第三号りんご果汁・りんご加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第三号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに

採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第四、発議第四号アメリカ産牛肉の輸入制限撤廃・緩和に反対する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第四号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

これから発議第四号を採決いたします。発議第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第五、発議第五号E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第五号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

これから発議第五号を採決いたします。発議第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、発議第五号は原案のとおり可決されました。
なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任を願います。

日程第六、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求める件の藤崎町
税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異
議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

報告第三号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件の藤崎
町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

説明では地方税法の改正に伴ってということですが、その内容をか
いつまんで説明を願いたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

それでは、報告第四号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて、概要を説明いたしたいと思います。

まず、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を現行「四十七万円」
から「五十万円」に、三万円のアップでございます。

それから、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行「十二万円」から
「十三万円」に引き上げるということでございます。

それからもう一つは、国民健康保険の被保険者、非自発的理由により離職し

た者、いわゆるリストラでございます。

これを前年中の給与所得を軽減して算出するということでございます。要件といたしまして、離職年月日が平成二十一年三月三十一日以降で、六十五歳未満の者。それから二つ目が離職日の翌日の月からその翌年度の末まで、いわゆる最大二年間ということでございます。軽減内容につきましては、前年中の給与所得が一〇〇分の三〇とみなして計算、国保には、所得割、平等割、均等割とございますが、その所得割の給与所得を一〇〇分の三〇、つまり七割軽減ということでございます。それから、離職理由該当コード、これはリストラによって離職したという該当コードであれば、軽減するということでございます。これは申請手続によりますけれども、平成二十四年度末までの申請でございます。ちなみに五月末までの申請件数は十八件ほど申請してございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

国保税については、全部の市町村自治体の非常に悩みの種であるわけであり、そこで、今回四十七万円から五十万円というようなことで、三万円ほど限度額を引き上げるというようなこととございますが、これの対象になる方というのは、何人ぐらい今いらっしゃるのかということ。何人ぐらいいらっしゃって、どういう所得水準の方が対象になるのかということ。これが一点でございます。とりあえずそのことについてお聞きしておきます。

○議長（齋藤恵一君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

国保の限度額でございますが、大体大人二人、子供二人世帯でございますが、給与収入といたしましては六百八十六万六千円。所得といたしましては四百七十九万九千円でございます。今現在これに該当すると思われる世帯でございますが、五十世帯ほどでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

改正の一つの内容として、非自発的な失業者の負担軽減措置も明確にとられたというのは、各自治体でいわゆる減免制度をしっかりと運用すべきだというような全国の声も受けて、実施するわけでありませけれども、そこで、この七割軽減をすると。これもあくまでもそうすれば、いわゆる申告でやるというようなことだというふうに、現在十八件ほどあるということなんですけれども、申告でやるというようなことだというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

それから、行政としての国保税のこれらの減免措置についてのPRと申しますか、これも非常に集めるのは収納率を高めるということで、それなりにやっ
ていらっしゃるんですけれども、こういうPRをどういうふうに進めるのかという、この二点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

これはあくまでも申請手続によりまして、離職保険受給資格証のコピーを添付いたしまして、そのリストラによる離職に該当する方ということでございます。それで、これに関しましては、平成二十二年五月一日号の町広報には掲載してございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

五月号に掲載しているということなんですけれども、引き続き、この点についての減免措置の軽減をPRしていく、あるいは周知徹底を図るということをやっていたらいいと。と申しますのは、失業したり、何だりして仕事がないということで、非常に落ち込んでいたりして、役場に来ること自体が大変億劫になっているという人も中にはあるわけでございますので、その点ですね、改めて要求しておきたいと思っております。

それで、町長にお聞きしますけれども、これは高所得者に、四十七万円限度額を引き上げるというようなことなんですけれども、結局国の負担率というか、それは現状のままと。あるいはまた調整交付金も非常に収納率が下がっているようなことでダウンするというようなこともあるわけなんですけれども、国の負担割合をふやすという要望を全国の町村会としても要求していくべきだと思って

おるんですけれども、その点の国保税の課題解決のための国の制度を負担割合をふやすということについてはどういうお考えなんでしょうか。その点をお聞きしておきます。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

この国保税に関しては、従来から浅利直志議員、あるいはその他の議員からも毎回のようこの意見を求められている。または、国保税の税制制度そのもの、それから給付、それから医療費に係ることを熱心に取り上げていただいております。また、昨年でしたか、浅利議員からは町村会としての要望と、国に対する要望も求められておりまして、私も町村会の一員として国の方に毎年国保税にかかわる要望事項を町村会で取りまとめまして、一様に皆さん各町村の保険者、悩みを抱えておりますので、統一した要望事項として国に対して働きかけをしている、強く働きかけをしておるところであります。重点要望という形で、これは取りまとめて要望しておるところであります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにございせんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

地方税法の改正に伴うことでもありますので、三月に国会で決まっているわけでもありますので、専決処分をせざるを得ないということについては十分わかるわけでもあります。この今回の地方税制の改正といいますのは、民主党政権ができて初めての地方税制の改正の問題であります。地方を大事にするというのが一丁目一番地だというふうに民主党政権は言っておるのですけれども、例えば先ほどの報告第三号に見られるように、個人住民税三十三万円を子ども手当と引きかえにということもあるんでしょうけれども、しかし、実質的には個人住民税の負担増になるという問題も発生するわけでもあります。なぜなら、一万三千円の給付が約束されているだけでありまして、その点でも国保の問題でも四十七万円から五十万円に引き上げる。あるいはまた後期高齢者医療制度、十二万円から十三万円に負担限度額を引き上げるということについて賛成できませんので、報告第四号については同意できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから報告第四号を採決いたします。この採決は起立によって行います。報告第四号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求める件の藤崎町農村地域工業等導入に関する固定資産税の特別措置条例を廃止する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

この農村地域工業等導入に関する固定資産税の特例措置を廃止するというような趣旨なんですけれども、これはこれなりにこれまで役に立ったというか、呼び水として役に立ったという側面もあるわけでございます。それで、今回廃止した主なる理由は何なのかということと、結論として廃止をしているわけでございますので、廃止した理由と、自治体でやりなさいよと、やるなら自治体でやりなさいよという趣旨なのかどうかですね、その点についてお聞きしたいと思います。だれなのでしょう、総務課長なのでしょう、それとも担当課でよろしいです。

○議長（齋藤恵一君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

今回の農村地域工業等導入に関する固定資産税の特別措置条例を廃止する。これは常盤地区にございます東和電機が当時建ったときから三年間固定資産税を免除するというので、もう建ってから、何年たったかちょっとわかりませんが、そのとき三年間該当しただけでございます。それ以降は該当しませんので、今回国の方でこういうのを廃止したということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定いたしました。

日程第九、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件の平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算(第十回)を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定いたしました。

日程第十、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求める件の平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

国民健康保険特別会計についてでございます。特に最終的に国庫支出金の追加が八十四万円ほどというふうにはなっているんですけども、その内訳を見ますと、平成二十一年度で普通調整交付金の減額が一千二百万円ほどあるわけでございます。特別調整交付金の方、これは一千七百九十九万円ほどというようなことなんですけれども、普通調整交付金の減額の理由と申しますか、その辺はどういうような実態で算定して、九%の減額になっていらっしゃるのかです。その辺の状況についてご説明願いたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

調整交付金でございますけれども、普通調整交付金で一千二百二十四万四千円の減額ということでございますけれども、これについてはいわゆる調整対象需要額から収入額を差し引いた基準額がございます。いわゆる徴収率が問題となって減額されるわけでございますけれども、調整交付金の減額の率と申しますと、昨年度までは一般被保険者の一万人未満の市町村におきましては、八八%以上九一%未満が七%の減額と。それから九一%以上九二%未満が五%の減額と。段階的に九%、一一%、一三%とありますけれども、約二%ずつ上乘せがかかるということでございまして、平成二十一年度からは収納率が余り芳しくないということで、国で一%の緩和措置をいたしまして、当町の場合は八七%以上九〇%未満ということで、七%の減額率がかかってございます。平成二十一年度の調整交付金につきましては、七%減額されまして、いわゆる一千四百二十八万九千円の減額をしてございます。普通調整交付金については、このような減額がございます。ただ、特別調整交付金については、いわゆる一千七百九十九万九千円ということでございますけれども、一千八百万円ほど措置されてございます。措置の内容としては、数々あるんですが、特にいわゆる高額医療の関係の保険財政共同安定化の分のいわゆる歳入分と歳出の拠出金のギャップ、それが大体一千三百万円ほどございます。そのほかにいろいろ項目がありますけれども、そういった面で措置されたということで、一千八百万円措置されて、名目計上しております一千円ございますので、それを差し引いた分をいわゆる追加したということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

国保財政の収納率との関係での減額というようなことなんですけれども、先ほど説明で政府の方で一%ほど緩和したというのは、いわゆる今までですと八八%から九一%で七%減額というようなことで、それが緩和されたというふうなことなんですか。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

そのとおりでございまして、八八%以上九一%未満が、以前は七%でございましたけれども、平成二十一年度から八七%以上九〇%未満で七%ということで、全国的に収納率が下がっているということを受けまして、政府で省令を改正したということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定いたしました。

日程第十一、報告第八号平成二十一年度藤崎町一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第十二、報告第九号平成二十一年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定いたしました。

日程第十三、議案第三十号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第十四、議案第三十一号藤崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第三十二号藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第三十三号藤崎町ライフコート平川条例の一部を改正する

条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第三十四号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十五号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

提案理由の説明では、二行ほど書かれているんですけども、電算システム再構築業務委託による成果品を取得するため承認を求めるというふうになっているんですけども、この成果品というのはどういうものを取得するということなんでしょうか、ハード面、ソフト面についてはどういうふうに我々一億六千八百万円ほどのものですけども、理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまの質問に関しては、昨年十二月に、平成二十一年度の契約をした

時点での質問の中でもあったと思うんですけれども、成果品ということの意味合いですけれども、業務委託ということでシステム改修業務委託をしております。これは、パソコンのハード部分もありますし、サーバーのハード部分もありますけれども、全体的に見ますとシステム構築ということで、ソフト部分が主なものでございます。業務委託で、工事発注ということではなくて、業務委託ということで契約をしておりますので、ソフト、ハード全体を含めて成果品ということで解釈をしているものでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そういう説明は受けておるのですけれども、一億六千万円を超えるものなわけですので、じゃあハード面も入るといふんですけれども、ほとんどはそうすればソフト面というふうに理解すればいいんですか。例えば一応その八割方はソフト面の業務委託費なんだというふうに理解すればよろしいんでしょうか。それとも、その辺はどうでございましょうか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ソフトとハードの内訳でございましてけれども、全体的に見ますと、ほぼ半々程度になる金額でございしますが、それ以外に今度データソフト、データの移行等もございしますので、その辺も入れますとハードとソフトということでききますと、ソフトの部門の方の比重が大きいかと思えます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

東芝がこの分野から撤退することによって、改めて出費しなければならないという事態なわけでありましてけれども、成果品を取得するための契約の相手先として青森営業所と、こうなっていますよね。仙台営業所とかじゃなくて、青森営業所、この青森営業所というのはどれぐらいのスタッフでやっていらっしゃるのかということについては、どういうものなんでしょうか。おわかりでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この件につきましては、昨年度来再構築ということで、既に業務が一部完了してございます。今年度は、この一億六千八百万円について、この扶桑電通株式会社青森営業所が請負うということで、スタッフを充実させておるところでございます。人数については、ちょっと今確認できませんが、そのトータルでは二十七システムと、そのハードということで、車に例えるならば、部品だけでなく、乗れるような状態にするということが今年度の仕事でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そうすれば、ちょっと角度を変えて、スタッフは何人だという正確な人数でなくてよろしいんですけれども、例えばいろいろな事情でこのところがやれなくなったと、いわゆる富士通さんにも関連会社というか、子会社というか、この系列、私の調べた範囲では三つ、四つあると思うんです。その中の一つが扶桑電通だというふうに理解しておるのですけれども、仮にここがやれなくなったじゃと。本業じゃなくて、副業の方でつまずいたとか、さまざまなことが最悪の場合は考えられるけれども、そういう場合、じゃあその業務をどこが引き継ぐのかというようなことを、そういう点については、契約上どういうふうにフォローされているのかというか、その辺はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

休憩をいたします。

休 憩 午前十時三十八分

再 開 午前十時三十九分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

ただいまの件ですけれども、こういうことはあってはならないんでしょうけれども、仮にそういうことが起きた場合には、県内の委託を受けている系列会

社が応援してくれるというふうなことでお話をつけているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

契約書の上で、そういうのをきちんとやっぱり明記しておかないと、二度とはないとは思いますが、いろいろな会社の流動的な動きが、実際、業界ではあるわけですので、その辺について、休憩中でもいいのではっきりさせていたいただきたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

休憩をいたします。

休 憩 午前十時四十分

再 開 午前十時五十一分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

ただいまの件でございますが、契約の第二十九条に、保守サポート体制ということで、この契約に伴ってサポート体制を構築するということを明記してございます。町のシステム運用の長期継続を保証していただくために、この業者に不慮の事態が発生した場合には、この機器のメーカー、または開発元のサポートの拠点となり得る地元ベンダーの会社を加えた体制で再構築していく。また、町で想定外の負担を強いることがないように対策を講じるということを約束させてございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

今ちょっと休憩中だったので、ちょっと議員と話したところもあるんですけども、今の説明でいくと、この契約の相手方というのは、扶桑電通株式会社青森営業所となっていますよね。スタッフの人数は、それは置いておきますけ

れども、一番問題はこの営業所で業務が何らかの事情でやれなくなったという場合があった場合ですね。この本社なら本社、営業所が仕事を請負ったんだけど、その営業所がやらざるを得ない契約上の義務を本社が果たしていくんだというようなことはきちんと担保されている契約上ですね、担保されているのかどうかということについてはどうなんですか。一番初めに説明したときには何か富士通関連のところに依頼するんだとかというような言い方をしておったんですけども、この扶桑電通株式会社本社で万が一の場合は引き受けるんだというようなことは担保されているんですか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

何度も申しましたとおり、システムの運用には開発元、及びサポート拠点となり得る地元ベンダーの会社を加えて、再構築を図るということを約束してございまして、本社とはうたってございません。

また、この同じ富士通の系列の会社が応援してくれるというようなことで、町に想定外の負担を強いることのないように講ずるというふうに約束してございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

想定外の負担が出ないように系列会社も含めて負担するんだというようなことですけども、私は系列会社というのは、それぞれが独立採算というか、そういうあれになっているわけですので、営業所でやれない、最終的には扶桑電通株式会社本社そのものが引き受けられるというか、万が一の場合ですね。そういうふうな契約形態とそういう内容も加味してですね、今後の交渉にというか、委託契約をするわけでありますので、その辺も加味して考えていただきたいということを要求しておきます。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十六号工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

役場庁舎の空調設備改修工事ということでございました。私どもにも若干簡単な図面など載せられた資料を寄越されたんですけども、それで、工事の施工そのものをですね、天井の張り替えだとかもやるということなんですけれども、施工に当たってはどんな、外の空調設備そのものは外だからいいんですけども、中をやるときはどんな体制でやるというような、来庁者に迷惑がかかるようなことがないようにすることが必要だとは思うんですけども、どういうふうな体制で施工をしていく、土、日に大いにやるんだとかというようなことなんでしょうか、どういうふうな施工上の留意点はどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この工事につきましては、この議案が可決され次第、請負業者さんと協議をして、なるべく来庁者に迷惑をかけない方法で施工していきたいと考えております。例えば、土、日を重点的に作業をやるとか、そういう方法で協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

全体で一億二千五百万円ほどという工事なんですけれども、大きいのは空調設備を新たにつくると、従来のを壊してという、そこなんだと思うんですけども、その辺の工事、その内訳はまだはっきりしていないのかも知れないんですけども、その新たにつくる部分というのは、当然空調設備も入っている内容だとは思うんですけども、外の部分につける空調設備工事というのは全体としてはどれぐらいだというふうなことを、現在わかっているのがありました

ら、お知らせ願いたいと思うんですけれども。

○議長（齋藤恵一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

工事費全体では空調設備工事については機械設備工事でございますが、約八八%でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十七号平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

補正予算の五ページのところがございます。地方債補正ということで。先ほどこちよつと話も出たんですけれども、青森営業所と契約をするわけです。新たに電算システム再構築事業三千万円という、この内容といいますか、これはどういうふうな内容なんでございましょうか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

平成二十二年度の当初予算において、平成二十二年度分の電算システムの予算として計上しましたけれども、財源としては当初予算においては一般財源で組んでおります。それで、一般財源を組んでいる中で、県の方とも協議をしておりましたけれども、町の財政そのものも厳しいということを訴えまして、県の振興資金を貸していただけないかということでの交渉はしております。それ

で、先日県の振興課の課長さんもおいでになりましたけれども、うちの方で五千万円ほどの振興資金ということでの話はしましたけれども「それは聞いておりますと、大丈夫です」というふうなお話しもございましたので、今回の補正において、とりあえず県の振興資金、まだ申請はこれからですので、内輪での三千万円ということ、新たに振興資金、一般財源を減らして、振興資金を借りるという形での補正予算ということで提案させていただきました。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そうしますと、県と交渉した結果、三千万円ほどの財源内訳を借りたというふうなことで理解してよろしいんですか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ただいまおっしゃったとおりでございます。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

これはですね、十三ページのところです。その十九節の町心配ごと相談所補助金減額四十五万円というふうになっておるわけでございます。それで、この四十五万円、私に言わせれば心配ごと相談所の開催回数もふやして、住民に今現在、月藤崎、常盤一回ずつだというふうに理解をしておるのですけれども、この心配ごと相談所補助金の減額という内容について、とりあえず説明していただきたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えをいたします。

心配ごと相談所補助金の減額でございますが、これは七月以降の分を保健衛生費の予防費の自殺予防対策事業の方に組み替えをいたしまして、内容をこれまでの相談員に加えまして、保健師、司法書士を追加する形で相談体制の充実を図りながら実施していく、社協の方に委託していくものでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そうしますと、現在私の理解では月一回ずつやっているというふうに考えているんですけども、内容の組み替えで、実施回数そのものは変えないというような予算の組み替えだというようなことなんですか。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

トータルの相談回数については変更ございません。心配ごと相談につきましては、毎週水曜日に行われておりまして、第一と第三の水曜日が保健師、司法書士さんを加えた形での相談体制の実施となるものでございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

実態的にはどういうふうにちょっと、私の認識不足の点もあるのかもしれないですけども、毎週第一と第三の水曜日にやっているというようなこと、月四回というか、回数は二回だけけれども、常盤地区と藤崎地区とかという二カ所ずつやって、四回やらさっているということなんですか、その辺はどうでしょう。実態的にはどういうふうに運用されているのでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

今のご質問は、心配ごと相談所の実施体制ということでお答えをいたします。

心配ごと相談所の実施体制につきましては、毎週水曜日に常盤地区と藤崎地区の老人福祉センターにおきまして実施されております。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

それにさらに保健師だとか、前も司法書士の方も加わっていたというふうに記憶はしておるんですけども、それで、相談体制を充実させるというようなことで、特にいわゆる保健師の方がそれに適格なのかどうかはちょっと置いて

おきますけれども、いわゆる予算上も、いわゆる自殺予防関係予防費というか、そういうものとも絡みがあると思うんです。この自殺予防の心配ごと相談のことじゃなくて、自殺予防のことを、これも社協に全部委託するというふうに決断したのは自治体でやろうじゃないかということで全国でこれは国も含めて大きい問題であったんですけれども、今回これも社協だというふうにやった決断した理由は何なんですか。そこのところをまず。これは十五ページの予防費にかかわることですので、お聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

心配ごと相談事業所につきまして、現状行われておるわけでございます。その心配ごと相談所の第一と第三の水曜日に関しまして、司法書士、保健師を加えた形で相談体制の充実を図った方が相談に来られる方も今までどおり相談に来られますし、相談体制の充実も図られるということで、今回こういうふうに決定したものでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

相談体制については、私の理解不足というか、それもあるんですけれども、私が今聞いているのは、自裁といいますか、みずから命を絶つという取り組みを、なぜいわゆる「お父さん眠れていますか」という言葉かけから含めて「ちゃんと眠れていますか」と、一週間、二週間眠れていなければもうそこに大きな自裁といいますか、みずから命を絶つそのうつに行くそういうものを全国で取り組もうと。特に東北地区はこの問題は大きいわけでありまして、それを自治体はじゃあもう社協さ丸投げで、ほとんどやらない体制になるということ自体について、私は疑問だなどと思っておるわけでありまして、質問の角度を変えると、町では社協に委託しているというようなことで済まない問題じゃないかと、思っておるんですけれども、町でも引き続き担当課なら担当課、福祉課の保健師なら保健師、そういうところを中心にしてやっていくのかどうか。その点について再度お聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

町の体制でございますけれども、毎日それこそ保健師の方ではこの相談を受けております。それにさらに加えて、この相談事業の方に保健師と司法書士の方を配置いたしまして充実させていくものでございます。

それと、また講演会等も予定してございまして、これは町の方で直接実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

もう一点お聞きします。

いずれにしても相談体制を充実するということでもあるんでしょうけれども、町としてきちんと対応していくべきだというふうに思っております。講演などについては前からやっていることについては承知しております。

それで、私の質問の最後は、十九ページの教育費でございます。

最後であります。その事務局費で学力向上支援員、緊急雇用創出も含めてやっていくということでございます、四人分ですね。これはどんなふうにとするか、まず中学校などについては新たに選任するというふうなことになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、教育委員会にお聞きいたしますけれども、四人分ということでございますが、どういうふうなスタッフをどのように充てていくのかということについてはどういうふうな取り組みをするんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

今の学力向上支援員でございますけれども、今予定されているのは四人、それは各中学校に二名ずつ学力向上のための支援員として配置するものであります。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

臨時職員、あるいはパートという雇用形態はそういうふうになるのかなというふうに思っておるんですけれども、ぜひ新たに雇用するということでございますんでしょうから、公募を、急ぐということもあるんでしょうけれども、非常にみんな仕事がないというふうに困っていらっしゃる方が多いわけでありまして。学童保育の指導員なんかでも見られるんですけれども、いずれにしても町の広報に載せるとかという形で、多くの町民に知らせた上でやるという体制を臨時パートでも貫いてほしいなというふうに思っておるんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この雇用については、雇用期間は九月から来年の二月末までを予定しております。それで、募集の方法についても今後これから広報誌で募集を考えております。また、さらにハローワーク等についても募集を予定しております。広く公募したいと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十八号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十九号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第四十号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決いたします。議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第四十一号平成二十二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十一号を採決いたします。議案第四十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第四十二号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計

補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十二号を採決いたします。議案第四十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第四十三号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決いたします。議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十八、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。
日程第二十九、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成二十二年七月十四日、県下町村議会議員研修会が青森市において開催する予定になっております。これを了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本件は了承することに決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十二年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前十一時十九分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 恵 一

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男